

緊急事態宣言解除後の本郷小学校における新型コロナウイルス感染症予防の取組について

日頃より本校の教育活動に御理解・御協力をいただきありがとうございます。

本校では、以下のように感染症予防の取組を引き続き実施するとともに、9月30日付で一部追記(朱書き)しましたので御確認ください。保護者の皆様におかれましては、御理解・御協力をいただきますようお願いいたします。

1 登校前

- ① 毎朝検温を行い、検温票に記入してください。検温票は登校時には必ず持たせてください。
- ② 発熱等の症状(37.0℃以上)がみられるときは、登校できません。
- ③ 登校時からマスクの着用をお願いします。他者のマスクに触れないよう指導しますので、マスク(布マスク・使い捨てマスク問わず)に記名または自分の物と分かる印をつけてください。また、予備のマスクを持たせてください。
- ④ マスクを外した時に、マスクを入れるための袋(巾着袋、チャック付きのポリ袋など)を持たせてください。机のフックに掛けられるよう、ひもなどが付いている物をお願いします。
- ⑤ 手洗いの励行を指導します。手を拭くための清潔なハンカチ・タオル等を持たせてください。また、予備のハンカチ、タオル等を持たせてください。
- ⑥ 登下校時には交通安全に留意しながら、友達との距離をとり、会話は控えるよう指導します。御家庭でも子供たちにお話してください。
- ⑦ サーモグラフィによる登校時の体温測定は、通学路の一部変更に伴い登校時に利用する昇降口が複数となったため、当面の間休止します。登校前の検温、及び検温票の記入を確実にお願いします。

2 登校したら

- ① 靴箱前の混雑を避けるため、8時10分前には登校しないようにしてください。昇降口には教員を配置し、登校時刻より早く来た児童は、原則として校庭で待機させます。
- ② 教室に入ったら検温票を担任に提出します。検温票を忘れた子供は、教室付近のオープンスペース等で検温をします。
- ③ 学校で発熱の症状がある場合は、保護者に連絡をします。できるだけ早い引き取りをお願いします。保護者の引き取りがあるまでは、発熱児童用の待機場所(玄関内特設待機場所、または家庭科室内)で待機します。

3 休み時間

- ① 校庭、体育館、屋上、教室を休み時間を過ごす場所とし、ひとつの場所に子供が密集しないようにします。
- ② トイレの混雑を避けるため、休み時間を長めにしたり、同じフロアの学年で時間が重ならないようにトイレに行く時間を設定したりします。
- ③ 学校の冷水器は感染予防の点から使用を中止します。水筒の持参に御協力ください。

4 教職員

- ① 教職員等は毎日出勤前に検温をし、体調に不安のある場合は出勤を控えます。
- ② 教職員等はマスクを着用し、いわゆるソーシャルディスタンスを意識した指導を実施します。また必要に応じ、フェイスガードを装着して指導を実施します。

5 校内の衛生管理

- ① 手洗い場、流しに液体石けん、教室に消毒用アルコールを設置します。
- ② 教室等の換気に心がけ、冷暖房使用時も休み時間ごとに換気を行います。
- ③ 廊下、階段、更衣室、トイレなど共用部分は、原則として児童の登校前に用務主事等が消毒液を用いた消毒を行います。
- ④ 鼻をかんだティッシュ等、体液が付着していると考えられるごみは、専用のごみ箱で回収します。
- ⑤ 施設開放については、利用前に検温、健康観察をし、体調に不安のある場合は利用を中止します。利用後は、利用者が専用の除菌清掃用具を使って除菌作業と清掃を行います。

6 教育活動の変更について

- ① 全校朝会・各種集会は実施形態を工夫し、全校が一堂に会することがない状況で実施します。
- ② グループや少人数による話し合い・学び合いなどの活動を実施する場合は、必ずマスクを着用させ、机と机の距離を離すなど活動形態を工夫します。
- ③ 一部の実技指導については、活動の形態を工夫して実施します。
(活動を工夫する例)
 - ・音楽における管楽器の演奏は、演奏する児童の前に他の児童が位置しないよう、壁や窓に向かう、横一列や半円などの形態で活動します。
 - ・家庭科における調理実習で使用する器具は共用を極力避け、やむを得ず共用する場合は手が触れる部分をその都度消毒するとともに、使用前後の手洗いを励行します。また、試食の際は一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにします。
- ④ 給食について
 - ・給食当番はもとより、子供全員の食事前の手洗いを徹底します。
 - ・配膳の際は、間隔を空けて並ぶよう指導します。
 - ・対面して食べる形はとらず、給食中の会話は控えさせます。
- ⑤ 校内ではマスクの着用を基本とします。ただし、校庭や体育館、屋上での運動を伴う活動の際は、呼吸の確保、熱中症予防の観点からマスクを外して活動する場合があります。教室内での激しい運動は原則として行いません。
- ⑥ 教育活動の実施に当たっては、各教職員が感染症予防対策に沿って計画をし、管理職が事前に活動内容を確認して実施の可否の判断をします。

7 その他

- ① 新型コロナウイルス感染症の流行に対して、37.0℃以上、咳等の症状がある場合やその予防上、保護者が子供を出席させなかった場合の出欠の扱いについては、「校長が出席しなくてもよい日と認める」ことができます。その場合は、「出席停止・忌引等の日数」として記録します。
- ② 当面の間、部外者の教室立ち入りを制限して教育活動を行います。
- ③ 子供が新型コロナウイルス感染者となった場合は速やかに学校にお知らせください。治癒するまでの間、出席停止とします。また、同居の家族が新型コロナウイルス感染者となった場合や子供や家族が濃厚接触者である旨の連絡があった場合も、速やかに学校にお知らせください。保健所に対応を確認した上で、今後の措置について連絡します。
- ④ 万一、新型コロナウイルスに感染する事態が発生した場合、感染者、濃厚接触者や家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されません。新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、このような偏見や差別が生じないように、学校でも指導を行います。御家庭でも子供たちにお話してください。

8 おわりに

以上の措置を新型コロナウイルス感染症予防の取組として実施いたしますが、学校における感染リスクが完全に無くなるわけではありません。保護者の皆様には、その旨を十分に御理解いただき、御家庭においても引き続き感染防止について御留意いただきますよう重ねてお願いを申し上げます。